



なすびの花

発行者：検査課

掲示期限：令和4年4月28日 (木)

掲示許可：総務課

職場のルールを守る

4月は、学校も職場も新年度が始まりますね。

イーエルでは、年度途中ですが、今月から心機一転新たな気持ちで物事に取り組む方も居られるかと思えます。

そういった背景を踏まえ、今月はモノづくりの基本の部分をテーマにしてみました。

モノづくりで基本として大切なことは、色々ありますが、まずは、

『正しい仕事を、そして決められたルールをしっかりと守り抜く』

ということですが、

品質にかかわるミスの多くは、基本を外してしまったことが原因となって起こっています。

基本の習慣づけは、とても大事なことです。

今日に至るまでの長い業務の歴史の中で、この基本を守らなかつたことによる痛手を受けたことがあります。

普段、必ず確認しているところをたまたま確認をうっかり飛ばし、その確認箇所、今日まで異常があった事例がなかったのに、そのたまたま確認漏れをした箇所が、その時に限って不具合となっていて、ロット全体が不具合であったような事例が、嘘のようですが、実際に起こってしまうのです。

ルールを守れない時は、次のような理由が

挙げられます。

- * ルールの目的が理解されていなかった
- * ルールが現場の状況に合っていない
- * ルールの通りだと時間がかかる
- * そのようなルールだと知らなかった
- * 様々な事情があり守れなかった

など、色々あります。

ルールが決められた時には、その時に何か理由があつて決められていることが多いです。

必要であるのに、守られないルールがあれば、なぜ守れないのか理由を探り、ルールの変更や、ルールを守るような仕組みを作る必要があります。

また、時間の経過とともに、不要となったルールならば、ルールを見直し、変更することになります。変更する場合は、なぜそのルールだったのか、本当に変更しても品質に影響しないのかといったことをしっかりと考慮して変更しなければなりません。

『ルールを守るものは、ルールに守られる』
と言います。

自分は大丈夫と思っている時ほど、油断しがちで、不具合につながります。

そして管理者は、ルールについては、重要性や目的などを繰り返し指導し、時代に合わせて見直し、改善して、品質維持管理を続けていきましよう。

健康診断

健康診断も、新年度のはじまりですね。

対象となっている従業員にとって、自分の健康状態を知るためにも、大変ありがたい制度ですね。

ところで、健康診断の結果を会社に提出しなければなりません。提出したくないとごねている方は居りませんか？

健康診断結果は、会社に提出しなければなりません。健康診断の受診とともに、労働安全衛生法という法律で決められています。

会社は、従業員の健康診断結果に異常があれば、医師の意見を聴取し、従業員の健康を損ねないような働き方の配慮を行うことが同法律で定められているのです。

そして従業員側は、健康診断結果で異常があったのに、「忙しいから・・・」とか、「症状がないから・・・」などと放置してはいけません。

万が一、その異常が原因で、労働災害を誘発してしまったりすると、「労働者の健康保持義務違反」となってしまう可能性があるのです。

労働安全衛生法では、他にも、過労死、過重労働等に関する安全配慮義務についても定められています。会社は、従業員の健康状態に応じた業務内容を配慮する必要があります。

年齢とともに、健康診断結果が届くこと、ドキドキして、見なかったことにしたい気持ちになったりもしますが、良くない結果については、早め早めに対処して、いくつになっても健康で元気にお仕事にはげみたいですね。